

総社市告示第122号

総社市開発行為取扱要綱（平成17年総社市告示第100号）の一部を次のように改正する。

令和2年12月18日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>（開発連絡調整会議） 第7条 略 2～4 略 5 委員は、総合政策部長、産業部長、建設部長、環境水道部長、政策調整課長、観光プロジェクト課長、環境課長、農林課長、地域応援課長、土木課長、都市計画課長、警防課長及び農業委員会事務局長をもって充てる。 6～8 略</p>	<p>（開発連絡調整会議） 第7条 略 2～4 略 5 委員は、総合政策部長、<u>文化スポーツ部長</u>、産業部長、建設部長、環境水道部長、政策調整課長、<u>文化芸術課長</u>、<u>観光プロジェクト課長</u>、環境課長、農林課長、地域応援課長、土木課長、都市計画課長、警防課長及び農業委員会事務局長をもって充てる。 6～8 略</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。